

後見支援預金 Q & A

Q 後見支援預金とはどのようなものですか？

A 後見支援預金はご本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は後見人が管理し、通常使用しない金銭を「後見支援預金」として家庭裁判所の「指示書」に基づき別の口座で管理する仕組みのことです。
※後見支援預金は、成年後見と未成年後見において利用することができます。保佐、補助および任意後見では利用できません。

Q 後見支援預金の口座開設はどうすればいいですか？

A 後見支援預金のご利用は、ご本人のために家庭裁判所へ後見開始（または未成年後見人選任）の申立てがされることが前提です。家庭裁判所は後見開始の申立てがあった場合、または、既に後見人が選任されている場合で、申立人または後見人から後見支援預金を利用したい旨の申出があったときに利用することが相当か否かを判断します。後見支援預金を利用する事となった場合、家庭裁判所がその旨の「指示書」を後見人に対して発行しますので、後見人の方は、その「指示書」を当金庫の本・支店にご提示のうえ、口座開設手續をご相談ください。

Q 後見支援預金への預入後、本人に多額の支出が必要になって、後見人が手元で管理している金銭だけでは足りない場合はどうすればいいですか？

A 家庭裁判所に必要な金額とその理由を記載した報告書（書式は家庭裁判所にあります）を裏付資料とともに提出してください。家庭裁判所は、報告書の内容に問題がないと判断すれば「指示書」を発行しますので、それを後見支援預金を利用している本・支店窓口へ提出し、必要な金銭を払い戻してください。また、ご本人の収支状況の変更により後見支援預金から定期的送金される金額を変更したい場合や、事情により後見支援預金を解約する必要がある場合についても、家庭裁判所に報告書（書式は家庭裁判所にあります）を提出して「指示書」の発行を受け、後見支援預金を利用している本・支店窓口へ提出する必要があります。

Q 後見支援預金を利用した場合、後見人の日常的な財産管理はどうなりますか？

A 後見人は年金の受取や施設入所等のサービス利用料の支払いといった日常的に必要な金銭を管理します。ご本人の収入よりも支出の方が多くなることが見込まれる場合には、「指示書」に基づき必要と判断された金額を、後見支援預金口座から、後見人が管理する口座へ定期的に送金されるようにすることができます。

Q 後見支援預金への預入後、本人に臨時収入があったり、黒字分が溜まったりして、後見人が管理する金銭が多額になった場合はどうすればよいですか？

A 通常使用しない金銭が発生した場合には、家庭裁判所に後見支援預金へ追加で預入するための報告書（書式は家庭裁判所にあります）を裏付資料とともに提出してください。家庭裁判所が報告書の内容に問題がないと判断した場合には「指示書」が発行されますので、それを後見支援預金を利用している本・支店窓口へ提出し預入をしてください。なお黒字分が貯まって後見人が管理する金銭が多額になった場合、家庭裁判所から預入を求められることがあります。

Q 後見支援預金の預入期間はどのようになっていますか？

A 後見支援預金は、一般的な普通預金と同様の商品であることから、預入期間の定めはありません。商品内容の詳細は、窓口等に設置されている商品概要説明書などでご確認いただけます。

Q 後見支援預金を利用する場合の家庭裁判所の後見監督はどうなりますか？

A 後見支援預金を利用する場合も、家庭裁判所は、事案に応じて必要な後見監督を行います。家庭裁判所からいつ報告を求められても対応できるように、収支を帳簿につけたり、領収書や当金庫から交付・送付される各種報告書（残高報告など）を保管したりするとともに、ご本人の心身の状態や生活の状況を定期的に記録するようにしておいてください。

ひびしん 後見支援預金

「後見支援預金」とは、
後見制度による支援を受ける方の預金のうち、
日常的な支払いに使用しない金銭を、
家庭裁判所の指示書に基づき管理するための口座です。



携帯・スマートフォンの方はコードを！
情報満載、ホームページをご覧ください。
ひびしん 
<https://www.fukuokahibiki.co.jp/>

あなたと共に、ハーモニー・バンク
 福岡ひびき信用金庫

 **0120-114-156**
くわしくは最寄りのくびしん各店へ！

後見支援預金の特徴

客観性・透明性の確保

家庭裁判所が発行した「指示書」に基づいてのみ取引を行うため、客観的で透明性の高い適切な管理ができます。また、後見人の財産保護・管理に際しての不測のトラブル等を軽減することができます。

後見支援信託を利用いただけない方でも

お預け入れの期間・金額の制限はなく、口座開設手数料のみでご利用いただけます。

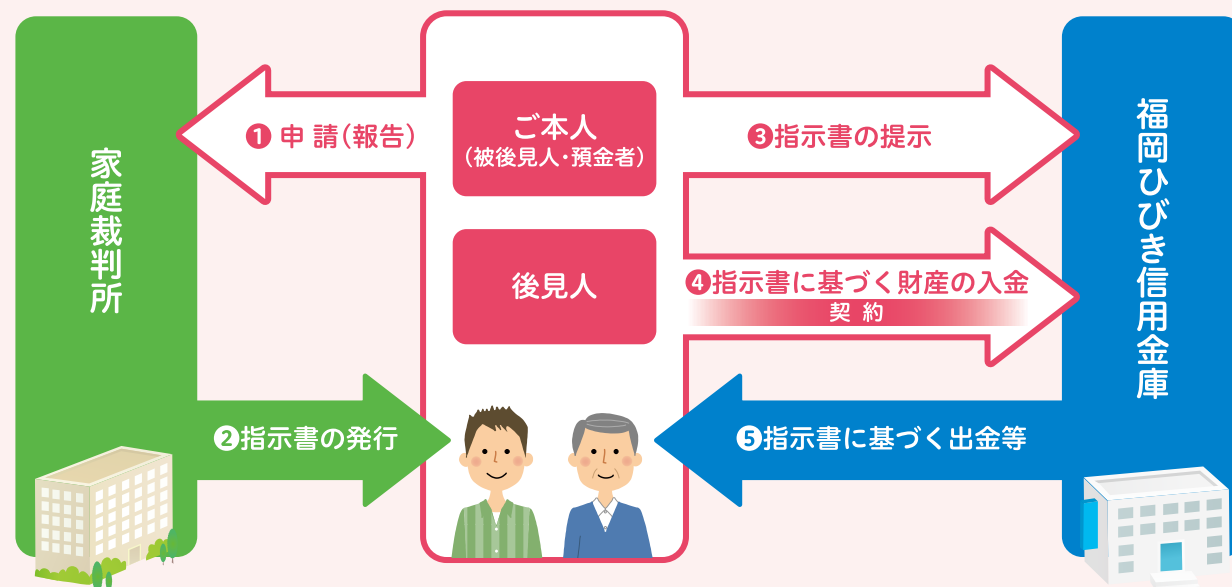
身近な店舗の窓口で

口座開設後のお預け入れ、払戻し、その他諸手続きは、口座開設店のみのお取り扱いとなります。

専門職後見人の必要なし

専門職後見人に限らず、親族後見人の方もお申込み・ご利用が可能です。

後見支援預金のイメージ図



ご利用までの手続きの流れ

1 後見開始または未成年後見人選任の申立て

2 申立人または後見人候補者による後見支援預金の利用申し出

3 家庭裁判所による利用適否の検討

4 後見人が、後見支援預金の利用が適していると判断した場合

①預入する金額、②定期金交付の金額などを設定し、家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の「報告書」を提出します。
【注】後見人が後見支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所は再検討します。

5 後見支援預金口座の開設

家庭裁判所が報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合、「指示書」が後見人に発行されます。下記①～⑤を当金庫までお持ちいただき、口座開設の手続きをお願いいたします。

- ①指示書(原本・指示の日から3週間以内のもの)
- ②後見人のご本人確認資料
- ③登記事項証明書(原本・後見登記にかかるもの)、
- ④ご印鑑
- ⑤初回預入金(家庭裁判所の「指示書」記載金額と同額)
※初めて当金庫とお取引を開始される場合、上記以外の書類が必要となることがございますので窓口におたずねください。

6 口座開設後、家庭裁判所に報告

口座開設後、速やかに口座の写し等を添えて家庭裁判所に報告してください。

ひびしん「後見支援預金」商品概要

ご利用いただける方	成年後見人・未成年後見人(家庭裁判所から「指示書」の交付を受けられた方)
預入期間	定めはございません。
預入金額	家庭裁判所から交付される「指示書」に基づき取り扱います。(1円以上、1円単位)
申込方法	家庭裁判所の「指示書」および当金庫所定の「手続申込書」に届出の印章を押印して通帳と共に提出してください。
利息	●お預け入れ日における普通預金の店頭表示金利を適用します。 ●年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ●毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。
税金	2037年12月31日までの間にお受取りになるお利息には、復興特別所得税を付加した20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。
手数料	●口座開設手数料は30,000円(税別)です。
その他	●すべてのお取引は、家庭裁判所の「指示書」に基づくお取り扱いとなります。なお、口座開設店の窓口以外ではお取引いただけません。 ●現金によるお払出しはできません。キャッシュカードは発行できません。またATMもご利用いただけません。窓口でのお取り扱いに限定します。 ●インターネットバンキングの契約はできません。 ●この預金口座からの各種料金等の自動支払いはできません。 ●家庭裁判所が交付した後見支援預金「指示書」による預入・払戻のため、口座振替契約はご利用いただけません。 ●マル優のお取り扱いはできません。 ●本商品は預金保険制度の対象であり、当金庫にお預け入れの他の預金保険対象商品(決済用預金は除く)と合わせて、元本1,000万円までとのお利息は保護されます。

店頭に説明書をご用意しております。くわしくは店頭窓口にお問い合わせください。